

意見提出手続結果報告書

次の「佐伯市立地適正化計画(案)」について、以下のとおりでしたので、お知らせします。

- 1 名称 佐伯市立地適正化計画(案)
- 2 意見募集期間 令和5年9月25日(月曜日)から令和5年10月24日(火曜日)まで
- 3 意見提出件数 3件
- 4 提出された意見の要旨とこれに対する実施機関の考え方

(1) 意見1

- 産業活性化計画や「まち・ひと・しごと」との整合性について

商工業振興計画の計画策定と少子高齢化に対応した産業活性化を実現できる都市計画を求める。

【産業活性化計画との整合性を図り、「まち・ひと・しごと」を一体化して捉えた計画とする】

1. 商工業振興計画の計画策定 都市計画と連動した計画の策定と実施

※計画の継続的な再策定が必要(現在、商工業振興計画が存在していないので)

2. 上記計画の影響が及ぶ場所の計画を商工業振興計画と連動した都市計画に再策定

3. 農・林・水産業の各振興計画の実現に供する都市計画構想であるかの観点からの検証

4. 少子高齢化により、より深刻化する特に過疎地域における産業の事業継承や6次産業化促進に供する都市計画構想であるかの観点からの検証と対策を盛り込むこと

【実施機関の考え方】

項目1・2について、都市を形成する上で、商工業をはじめとした生業との連携や整合は重要であると認識しております。本計画は、20年後を見据えて策定し、連動する各施策の毎年、5年ごとの進捗管理・調整を行うとともに、概ね10年のタイミングで計画の見直しを行うこととしております。急激な社会情勢の変化、上位・関連計画の策定等により、本計画の方針と大きく差異が発生する場合には、必要に応じて見直しを行いたいと考えております。

項目3・4について、関連する各振興計画との整合を図り、相互が連携した暮らし環境の実現を目指し、本計画を策定しております。事業継承、6次産業などの地域課題解決に向けた取組についても関係部局と連携して検討を進めていきます。

(2) 意見2

- 各計画との連動及び策定後の計画運用について

【各計画を都市計画実施期間中であっても、それらの計画と呼応したものとする為の再策定】

さいきツーリズム戦略や佐伯市市街地ランドデザイン他の計画策定やその実施も「しごと＝産業経済活性化」とともに都市計画の実施期間中においてもその計画の目的を反映させる為にも総合的な視点から一体化した計画へと再策定の継続が必要である事を当初より踏まえた計画にすること。

【実施機関の考え方】

本計画は、20年後の都市の将来を見据え、持続可能な「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造の実現を目指す計画です。概ね5年ごとに評価・検証を実施し、必要に応じて見直しを行うこととしております。また、急激な社会情勢の変化、基盤整備の立案等により本計画の変更が必要となる場合においても、適切な運用を行いたいと考えております。

(3) 意見3

○ 回遊性向上に向けた公共施設（空間）の活用について

【中心市街地に人が集い、そして佐伯市全域の回遊性を向上させる施設の建設】

6月議会において請願した「旧三余館の利活用」の提言他を都市計画への採用を検討する事。

旧三余館を「佐伯市産業活性化プラザ」（仮称）として創業・経営支援対策を行う。大手前下駐車場に「道の駅 街なか佐伯」（仮称）を作り、周辺への回遊性の向上を図る。

【実施機関の考え方】

市街地における人々の回遊性の向上を図ることは重要な取組であると認識しており、本計画においても旧三余館の再整備と併せたスムーズな歩行空間の形成や大手前交差点周辺の利活用に関する検討施策を記載しているところです。

旧三余館の利活用については、現在様々な角度から検討を行っています。隣接する大手町駐車場も含め、エリア価値向上に向けた検討を行う際に、御提案の内容も活用案の一つとして参考とさせていただきます。

5 意見に基づいて修正した内容等

なし

6 問い合わせ先

佐伯市役所建設部都市計画課（本庁舎4階）

直通電話 0972 - 22 - 3114

Eメール keikaku-kikaku@city.saiki.lg.jp